

公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成28年10月1日以降に実施する特別徴収より、公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。

仮徴収税額算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の本徴収額÷3 (前年2月と同額)			(年税額－仮徴収額)÷3		
改正後 (平成28年10月1日以降)	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収額)÷3		

※本徴収は従来どおり、その年度の公的年金等に係る所得から計算された年税額から仮徴収を差し引いた残額により算出されます。

転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金から特別徴収されている方が市外に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、従来は特別徴収は停止となり、普通徴収に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなります。(平成28年10月1日に実施される特別徴収について適用されます)